

携帯電話の有料コンテンツ

「有料コンテンツ料金が未納となっている、との通知が届いたが信用できるか」という相談がアイネスに寄せられています。架空請求だと思ひ、連絡せずにいると、以前の利

生活パイロット



用料金であったという事例もあります。有料コンテンツを利用する際、契約や支払いについてよく確認しましょう。

【事例】音楽情報サイトの利用料として、債権回収

通知が法律事務所から届いた。3年前の利用料3150円の請求書であった。携帯電話会社からの請求ではない、振込先が法律事務所になっていたため怪しいと感じた。支払わなければならないか。

【アドバイス】

▼公式サイトでの音楽情報やゲームなどを利用した場合、その利用料金は携帯電話の通話料などと一緒に請求されます。しかし何らか

未納通知、よく確認を

の理由で、携帯電話会社や弁護士に疑問が生ずる場合は、登録の有無など弁護士会に確認しましょう。

▼この他、有料サイト利用料金の架空請求の場合もあります。疑問が生じたときや、トラブルが起きた場合は、できるだけ早く、近くの市町村の消費生活相談窓口やアイネス(県消費生活センター)に相談ください。

▼料金の滞納やサイトを利用した覚えがない場合は、携帯電話会社に問い合わせることをお勧めします。また、4・0999消費生活相談電話